

第 3 次中野市生涯学習基本構想策定方針（案）

第 1 はじめに

中野市生涯学習基本構想は、市の生涯学習を推進する指針となる構想です。

旧中野市では、平成 6 年 3 月に「中野市生涯学習基本構想」を、旧豊田村では、平成 12 年 3 月に「豊田村生涯学習基本構想」をそれぞれ策定し、合併前の市村で生涯学習を推進する指針とし、住民の生涯学習の推進を図ってきました。

平成 17 年の新市発足に伴い、旧市村での生涯学習基本構想の成果をふまえ、新しい中野市としての構想が必要となり、そこで、市では、平成 29 年度末までの 10 年を構想期間とした「第 1 次中野市生涯学習基本構想」を策定しました。平成 29 年度末の第 1 次構想の満了を控え、平成 28 年 2 月に上位計画の第 2 次中野市総合計画が策定されたことと、中野市教育大綱が策定されたことから、第 1 次構想の総括を行い、1 年前倒しし、第 2 次中野市生涯学習基本構想を平成 29 年度に策定し、「緑豊かなまちでの学びを地域にいかす生涯学習のまちをめざして」を目標に掲げ、生涯学習の推進を図ってきました。

現在、市では、第 3 次中野市総合計画を策定しています。令和 8 年度からはじまる総合計画、まちづくり指針に則り、一層、生涯学習を推進することが必要であります。

第 2 新たな生涯学習基本構想策定の必要性

(1) 生涯学習を取り巻く環境の変化

国際化・高度技術・情報化の進展、少子・高齢化・核家族化の進行などにより、急激に構造や環境が変化しています。このため、市民の皆様が心豊かで充実した生活を送るためには、その生涯にわたり様々な学習の内容や方法を自らの意思で選択し、それを活かすことのできる社会の実現が必要であります。

平成 18 年に改正された教育基本法の第 3 条では「国民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に生かすことのできる社会の実現が図られなければならない。」とし生涯学習の理念がうたわれ、その必要性や重要性が増しました。

また、同法第 12 条第 2 項では、「国及び地方公共団体は、図書館、博物館、公民館その他の社会教育施設の設置、学校の施設の利用、学習の機会及び情報の提供その他の適当な方法によって社会教育の振興に努めなければならない」とし、社会教育の充実を、第 16 条第 3 項では、「地方公共団体は、その地域の教育の振興を図るため、その実情に応じた教育に関する施策を策定しなければならない」と地方公共団体の役割を明記しています。

国では、令和 5 年に閣議決定された「第 4 期教育振興基本計画」において、「2040 年以降の社会を見据えた持続可能な社会の創り手の育成」や「日本社会に根差したウェルビーイングの向上」を図るために、①グローバル化する社会の持続的な発展に向けて学び続ける人材の育成、②誰一人取り残されず、全ての人の可能性を引き出す共生社会の実現に向けた教育の推進、③地域や家庭で共に学び支え合う

社会の実現に向けた教育の推進、④教育デジタルトランスフォーメーション（DX）の推進、⑤計画の実効性確保のための基盤整備・対話の5つの基本的方向性を掲げています。

長野県においては、「しあわせ信州創造プラン3.0」のもとで、第4次長野県教育振興基本計画(令和5年度～令和9年度)が策定され、すべての学びの場を、子どもも大人も共に学び、探究し、ウェルビーイングを実現していきたい、そのような思いから目指す姿が定められています。

(2) 生涯学習を取り巻く市の状況

特に、家庭教育の充実では、本市において、「第3期子ども・子育て支援事業計画」が策定され、学校教育の充実では、県において第4次教育振興基本計画で、子どもの未来づくりの中で、学校、家庭、地域の連携支援（信州型コミュニティースクール推進事業などの充実）がうたわれていることから、スポーツ活動の振興では、「第3次中野市スポーツ推進計画」、健康づくりの推進では、「第3次食育推進計画」が策定されました。また、健康づくりを通じた取り組みの推進、長寿時代の安定したシニア社会づくりのため、「老人福祉計画・第9期介護保険事業計画」が策定されるなど、市が進める生涯学習関連事業の計画が策定されていることに伴い、生涯学習のあり方、推進体制も変化してきています。

このことから、取り巻く課題を抽出し、新たに取り組むべき施策等を検討していく必要があります。

第3 名称と目標年次

『第3次中野市生涯学習基本構想』とします。
令和9年度から18年度までの10年間とします。

第4 構想策定（見直し）にあたっての基本姿勢

令和7年度において、策定委員会で、現基本構想を総括し、また、生涯学習事業の現状の全体像を把握する。その後、課題の抽出を行い、議論しながら課題の整理をする作業をすることが必要であります。

また、令和8年度においては、策定委員会を中心に、社会教育委員会議、生涯学習推進会議と連携を図りながら、第3次中野市生涯学習基本構想を策定します。

第5 構想策定までの手順

(1) 基本的な考え方

① 策定委員会を策定（見直し）機関とする。

② 素案は、事務局で作成する。

なお、素案作成にあたっては、庁内関係各課、社会教育委員会議、生涯学習推進会議、生涯学習推進本部幹事会及び委員会等において、意見を求めることとする。

③ 広く市民から意見を求めながら成案とする。

第6 構想策定（見直し）の組織

- (1) 策定委員会
第3次中野市生涯学習基本構想策定方針に基づき、構想を立案・決定する。
- (2) 生涯学習推進会議
生涯学習推進会議規則第1条の規定に基づき、生涯学習のまちづくりのため調査研究する。
- (3) 中野市生涯学習推進本部
要綱に基づく幹事会及び委員会における意見を反映し、施策を総合的に推進するための調整を図る。
 - ① 委員会(部 等の長)
基本構想に意見を反映させ、施策の展開における調整を図る。
 - ② 幹事会(課等の長)
本構想案の作成にあたり、各課等の現状・課題及び施策を提示する。
生涯学習基本構想に意見を反映させ、施策の展開における調整を図る。
- (4) 教育委員会事務局（生涯学習課）
第3次中野市生涯学習基本構想策定のため、庶務及び関係機関との調整にあたり、最終的な構想をつくる。

第7 見直し策定の日程

令和7年度

- | | | |
|------|-----|--|
| 令和7年 | 7月 | 第1回中野市生涯学習推進会議
・策定委員任命 |
| | 11月 | 第1回中野市生涯学習推進会議小委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想策定方針（案）について
・第2次中野市生涯学習基本構想の総括等（案）について
・生涯学習に関するアンケートについて |
| 令和8年 | 1月 | 第2回中野市生涯学習推進会議小委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想策定方針（案）確認
・第2次中野市生涯学習基本構想の総括等（案）確認
・生涯学習に関するアンケート（案）確認 |
| | 2月 | 第1回中野市生涯学習基本構想策定委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想策定方針（案）決定
・第2次中野市生涯学習基本構想の総括等（案）決定
・生涯学習に関するアンケート（案）決定 |

令和8年度

令和8年

- 4月 生涯学習に関するアンケート調査実施（団体）
- 5月 生涯学習に関するアンケート調査実施（個人）
第1回社会教育委員会議（定例会）
・第3次中野市生涯学習基本構想の体系（案）について
・第3次中野市生涯学習基本構想の骨格（案）について
- 7月 第1回中野市基本構想策定委員会（定例会①を兼ねる）
・第3次中野市生涯学習基本構想の体系（案）について
・第3次中野市生涯学習基本構想の骨格（案）について
・アンケート調査の結果について
- 8月 第1回中野市生涯学習推進本部幹事会
・第3次中野市生涯学習基本構想の体系（案）素案検討
・第3次中野市生涯学習基本構想の骨格（案）素案検討

各課へ第3次中野市生涯学習基本構想の体系の見直し依頼
各課へ第3次中野市生涯学習基本構想の骨格の見直し依頼
- 9月 第2回中野市基本構想策定委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想素案意見聴取
- 10月 第2回中野市生涯学習推進本部幹事会
・第3次中野市生涯学習基本構想素案意見聴取
- 11月 第3回中野市生涯学習推進本部幹事会
・第3次中野市生涯学習基本構想素案決定

第1回中野市生涯学習推進本部委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想素案決定

第3回中野市基本構想策定委員会
・第3次中野市生涯学習基本構想素案決定
- 12月 パブリックコメント実施
- 令和9年 1月 パブリックコメント終了

- 令和9年 2月
- 第4回中野市生涯学習推進本部幹事会
 - ・第3次中野市生涯学習基本構想最終確認
 - 第2回中野市生涯学習推進本部委員会
 - ・第3次中野市生涯学習基本構想最終確認
 - 第4回中野市基本構想策定委員会（定例会②を兼ねる）
 - ・第3次中野市生涯学習基本構想最終確認
 - 定例教育委員会
 - ・第3次中野市生涯学習基本構想策定の報告
- 3月
- 第3次中野市生涯学習基本構想策定
冊子印刷・配布